

障発1215第1号  
こ成保第657号  
こ支虐第470号  
こ支家第476号  
こ支障第436号  
令和7年12月15日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市 児童福祉主管部（局）長  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁支援局虐待防止対策課長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長

里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ  
入所する場合等の取扱いについて

里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについては、従前より、「里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付け児家第50号厚生省大臣官房障害福祉保健部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、児童家庭局保育課長連名通知。以下「平成11年通知」という。）において、具体的に示しているところである。

この度、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の一部が令和7年10月1日から施行されたこと等に伴い、平成11年通知の全部を別紙のとおり改正し、令和7年12月5日から適用することとしたので、改正の内容についてご了知いただくとともに、管内の市区町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図られたい。なお、平成11年通知は、令和7年12月4日限りで廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

## 別紙

### 1 里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて

#### ア 取扱い

里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）の就労等により里親又はファミリーホームに委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親又はファミリーホームへの委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親又はファミリーホームに委託されていることが、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）へ入所することを妨げないものとする。

児童を既に就労等している里親又はファミリーホームに委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。

本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。

#### イ 費用の支弁

##### ① 里親及びファミリーホームに対する支弁

里親及びファミリーホームに対する措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知。以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（令和5年5月10日こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。

##### ② 保育所に対する支弁

子どものための教育・保育給付費の支弁については、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（令和5年6月16日こ成保第51号こども家庭庁長官通知）に定めるところによる。

#### ウ 費用の徴収

##### ① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

##### ② 保育所入所に係る費用徴収

徴収を免除する。

## 2 里親又はファミリーホームに委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

### ア 取扱い

児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき保護期間の延長等が行われている者を含む。以下同じ。）が里親又はファミリーホームに委託されており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「里親運営要綱」（以下「里親運営要綱」という。）の第 5 の 1 の(1)のクにより、障害児通所支援を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童相談所は、障害児通所支援の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村（親権を行う者が所在する市町村を原則とする。以下同じ。）等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に障害児通所支援を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③までと同様の取扱いであること。

### イ 費用の支弁（支給）

#### ① 里親及びファミリーホームに対する支弁

里親及びファミリーホームに対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

#### ② 障害児通所支援に係る費用の支給

障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「平成 24 年障害福祉課長通知」という。）に基づき、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 122

号。以下「平成 24 年厚生労働省告示」という。) に準じて算定した額とする。

#### ウ 費用の徴収

##### ① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第 5 に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

##### ② 障害児通所支援に係る費用徴収

徴収を免除する。

### 3 里親又はファミリーホームに委託されている児童が居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護又は短期入所を受ける場合の取扱いについて

#### ア 取扱い

里親又はファミリーホームに委託されている児童が、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護又は短期入所（以下「居宅介護等」という。）を受けることが必要と認められる場合は、里親については里親制度運営要綱第 5 の 1 の (1) のクにより、居宅介護等を受けさせることができるとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童相談所は、居宅介護等の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、居宅介護等の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に居宅介護等を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③までと同様の取扱いであること。
- ⑤ 重度訪問介護又は生活介護（以下「重度訪問介護等」という。）については、15 歳以上で、法第 63 条の 2 又は第 63 条の 3 の規定により児童相談所長が重度訪問介護等を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。

#### イ 費用の支弁（支給）

##### ① 里親及びファミリーホームに対する支弁

里親及びファミリーホームに対する措置費の支弁については、児童入

所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 居宅介護等に係る費用の支給

居宅介護等に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「平成18年障害福祉課長通知」という。）に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「平成18年厚生労働省告示」という。）に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

② 居宅介護等に係る費用徴収

徴収を免除する。

4 母子生活支援施設に入所している児童が、障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

母子生活支援施設に入所している児童が、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、母子生活支援施設に入所していることが障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

本取扱いを行うに際しては、

① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。

② 既に障害児通所支援を受けている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁（支給）

① 母子生活支援施設に対する支弁

母子生活支援施設に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 障害児通所支援に係る費用の支給

障害児通所支援に係る費用については、契約による利用となることから、

平成 24 年厚生労働省告示別表の障害児通所給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）を乗じて得た額から、障害児の保護者が障害児通所支援事業所に支払うウ②に規定する額を控除して得た額とする。

#### ウ 費用の徴収

##### ① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収

母子生活支援施設入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第 5 に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

##### ② 障害児通所支援に係る費用負担

障害児通所支援の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則法第 21 条の 5 の 2 及び第 21 条の 5 の 28 に基づき障害児通所支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通所支援事業所に支払うこと。

#### 5 里親若しくはファミリーホームに委託されている児童、児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童又は母子生活支援施設に入所している母若しくは児童が、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援を受ける場合の取扱いについて

##### ア 取扱い

里親若しくはファミリーホームに委託されている児童、児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童又は母子生活支援施設に入所している母若しくは児童が、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労選択支援等」という。）を受けることが必要と認められる場合は、里親若しくはファミリーホームに委託又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは母子生活支援施設に入所していることが、就労選択支援等を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

##### （1）里親又はファミリーホームに委託されている児童の場合

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童相談所は、就労選択支援等の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、就労選択支援等の提供の委託の可否を判断すること。

- ④ 既に就労選択支援等を受けている児童等が里親又はファミリーホームに委託される場合についても、上記①から③までと同様の取扱いであること。
- ⑤ 就労選択支援等については、15歳以上の児童で、法第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が就労選択支援等を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。

(2) 児童養護施設又は児童心理治療施設に入所している児童の場合  
本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童養護施設及び児童心理治療施設は、児童相談所と十分連携し、就労選択支援等の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画（児童養護施設又は児童心理治療施設に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は児童養護施設又は児童心理治療施設が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、就労選択支援等の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に就労選択支援等を受けている児童等が児童養護施設又は児童心理治療施設へ入所する場合についても、上記①から③までの取扱いであること。
- ⑤ 就労選択支援等については、15歳以上の児童で、法第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が就労選択支援等を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。

(3) 母子生活支援施設に入所している母又は児童の場合

- ① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童等について最善の措置を採ること。
- ② 既に就労選択支援等を受けている児童等が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁（支給）

- ① 里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設に対する支弁について  
里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設に対する措置費支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及

び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 就労選択支援等に係る費用の支給

里親若しくはファミリーホームの委託児童又は児童養護施設若しくは児童心理治療施設の入所児童が就労選択支援等を受ける際の費用については、措置の扱いとなることから平成 18 年障害福祉課長通知に基づき、平成 18 年厚生労働省告示に準じて算定した額とする。

母子生活支援施設に入所している母又は児童が就労選択支援等を受ける際の費用については、契約による利用になることから、平成 18 年厚生労働省告示別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）を乗じて得た額から、障害児の保護者が就労選択支援等事業所に支払うウ②に規定する額を控除して得た額とする。

ウ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託並びに児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設入所に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託並びに児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第 5 に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

② 就労選択支援等に係る費用徴収

里親若しくはファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童については、徴収を免除し、母子生活支援施設に入所している母又は児童については、通常の利用と同様に原則障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 28 条第 2 項に基づき就労選択支援等に要した費用の額等に応じ、算定された額を就労選択支援等事業所に支払うこと。

6 乳児院又は児童養護施設に入所している児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

乳児院又は児童養護施設（以下、本項において「乳児院等」という。）に入所している児童が、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、乳児院等に入所していることが障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

本取扱いを行うに際しては、

① 乳児院等は、児童相談所と十分連携し、障害児通所支援の必要性や心身の

状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画(乳児院等に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針)に位置づけること(自立支援計画の見直し)。

- ② 児童相談所は乳児院等が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に障害児通所支援を受けている児童が乳児院等へ入所する場合についても、上記①から③までと同様の取扱いであること。

#### イ 費用の支弁(支給)

##### ① 乳児院等に対する支弁

乳児院等に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

##### ② 障害児通所支援に係る費用の支給

障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから平成24年障害福祉課長通知に基づき、算定した額とする。

#### ウ 費用の徴収

##### ① 乳児院等入所に係る費用徴収

乳児院等入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

##### ② 障害児通所支援に係る費用徴収

徴収を免除する。

## 7 その他

里親若しくはファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設若しくは母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。

#### ア 費用の支弁

里親、ファミリーホーム、児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

#### イ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託並びに児童養護施設及び母子生活支援施設入所に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託並びに児童養護施設及び母子生活支援施設入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

- ② 児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部に係る費用徴収徴収を免除する。

別紙 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の全部改正新旧対照表（参考）

改正後	現 行
<p>1 里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い          里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）の就労等により里親又はファミリーホームに委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親又はファミリーホームへの委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親又はファミリーホームに委託されていることが、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）へ入所することを妨げないものとする。</p> <p>児童を既に就労等している里親又はファミリーホームに委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。</p> <p>イ 費用の支弁          ① 里親及びファミリーホームに対する支弁          里親及びファミリーホームに対する措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（<a href="#">令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知</a>。以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（<a href="#">令和5年5月10日こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知</a>。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。</p> <p>② 保育所に対する支弁          子どものための教育・保育給付費の支弁については、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（<a href="#">令和5年6月16日こ成保第51号こども家庭庁長官通知</a>）に定めるところによる。</p> <p>ウ （略）</p>	<p>1 里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い          里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）の就労等により里親又はファミリーホームに委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親又はファミリーホームへの委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親又はファミリーホームに委託されていることが、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）へ入所することを妨げないものとする。</p> <p>児童を既に就労等している里親又はファミリーホームに委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。</p> <p>イ 費用の支弁          ① 里親及びファミリーホームに対する支弁          里親及びファミリーホームに対する措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（<a href="#">平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知</a>。以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（<a href="#">平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知</a>。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。</p> <p>② 保育所に対する支弁          子どものための教育・保育給付費の支弁については、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（<a href="#">平成30年4月18日府子本第333号内閣総理大臣通知</a>）に定めるところによる。</p> <p>ウ 費用の徴収          ① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収          里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 保育所入所に係る費用徴収          徴収を免除する。</p>
<p>2 里親又はファミリーホームに委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い  <a href="#">児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき保護</a></p>	<p>2 里親又はファミリーホームに委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い  <a href="#">児童が里親又はファミリーホームに委託されており、障害児通所支援を受けることが必要と</a></p>

改正後	現行
<p><u>期間の延長等が行われている者を含む。以下同じ。</u>が里親又はファミリーホームに委託されており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」(平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「<u>里親運営要綱</u>」(以下「里親運営要綱」という。)の第5の1の(1)のクにより、障害児通所支援を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① 児童相談所は、障害児通所支援の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること(自立支援計画の見直し)。</p> <p>② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村(親権を行う者が所在する市町村を原則とする。以下同じ。)等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</p> <p>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。</p> <p>④ 既に障害児通所支援を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③<u>まで</u>と同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁(支給)</p> <p>① (略)</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用の支給 障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。<u>以下「平成24年障害福祉課長通知」という。</u>)に基づき、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号。<u>以下「平成24年厚生労働省告示」という。</u>)に準じて算定した額とする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 里親又はファミリーホームに委託されている児童が居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護又は短期入所を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い</p>	<p>認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」(平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。<u>以下「里親制度運営要綱」という。</u>)第5の1の(1)のクにより、障害児通所支援を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① 児童相談所は、障害児通所支援の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること(自立支援計画の見直し)。</p> <p>② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村(親権を行う者が所在する市町村を原則とする。以下同じ。)等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</p> <p>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。</p> <p>④ 既に障害児通所支援を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁(支給)</p> <p>① 里親及びファミリーホームに対する支弁 里親及びファミリーホームに対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用の支給 障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)に準じて算定した額とする。</p> <p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用徴収 徴収を免除する。</p> <p>3 里親又はファミリーホームに委託されている児童が<u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護又は短期入所</u>(以下「<u>居宅介護等</u>」という。)を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い</p>

改正後	現行
<p>里親又はファミリーホームに<u>委託されている児童が、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護又は短期入所（以下「居宅介護等」という。）</u>を受けることが必要と認められる場合は、里親については里親制度運営要綱第5の1の(1)のクにより、居宅介護等を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童相談所は、居宅介護等の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</li> <li>② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</li> <li>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、居宅介護等の提供の委託の可否を判断すること。</li> <li>④ 既に居宅介護等を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③<u>まで</u>と同様の取扱いであること。</li> <li>⑤ 重度訪問介護又は生活介護（以下「重度訪問介護等」という。）については、15歳以上で、<u>法第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護等を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。</u></li> </ol> <p>イ 費用の支弁（支給）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 里親及びファミリーホームに対する支弁 里親及びファミリーホームに対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</li> <li>② 居宅介護等に係る費用の支給 居宅介護等に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。<u>以下「平成18年障害福祉課長通知」という。</u>）に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。<u>以下「平成18年厚生労働省告示」という。</u>）に準じて算定した額とする。</li> </ol> <p>ウ （略）</p> <p>4 母子生活支援施設に<u>入所している児童</u>が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて</p>	<p><u>児童が</u>里親又はファミリーホームに<u>委託されており、居宅介護等</u>を受けることが必要と認められる場合は、里親については里親制度運営要綱第5の1の(1)のクにより、居宅介護等を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童相談所は、居宅介護等の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</li> <li>② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</li> <li>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、居宅介護等の提供の委託の可否を判断すること。</li> <li>④ 既に居宅介護等を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。</li> <li>⑤ 重度訪問介護又は生活介護（以下「重度訪問介護等」という。）については、15歳以上で、<u>児童福祉法第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護等を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。</u></li> </ol> <p>イ 費用の支弁（支給）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 里親及びファミリーホームに対する支弁 里親及びファミリーホームに対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</li> <li>② 居宅介護等に係る費用の支給 居宅介護等に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額とする。</li> </ol> <p>ウ 費用の徴収</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。</li> <li>② 居宅介護等に係る費用徴収 徴収を免除する。</li> </ol> <p>4 母子生活支援施設<u>入所児童</u>が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて</p>

改正後	現行
<p>ア 取扱い</p> <p>母子生活支援施設に<u>入所している児童</u>が、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、母子生活支援施設に入所していることが障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童に<u>ついて</u>最善の措置を採ること。</p> <p>② 既に障害児通所支援を受けている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁（支給）</p> <p>① 母子生活支援施設に対する支弁</p> <p>母子生活支援施設に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用の支給</p> <p>障害児通所支援に係る費用については、契約による利用となることから、<u>平成24年厚生労働省告示別表の障害児通所給付費単位数表</u>により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（<u>平成27年厚生労働省告示第93号</u>）を乗じて得た額から、障害児の保護者が障害児通所支援事業所に支払うウ②に規定する額を控除して得た額とする。</p> <p>ウ 費用の徴収</p> <p>① （略）</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用負担</p> <p>障害児通所支援の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則<u>法</u>第21条の5の2及び第21条の5の28に基づき障害児通所支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通所支援事業所に支払うこと。</p> <p>5 里親若しくはファミリーホームに委託されている児童、児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童又は母子生活支援施設に入所している母若しくは児童が、<u>就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援</u>を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い</p> <p>里親若しくはファミリーホームに委託されている児童、児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童又は母子生活支援施設に入所している母若しくは児童が、<u>就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労選択支援等」という。）</u>を受けることが必要と認められる場合は、里親若しくはファミリーホームに委託又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは母子生活支援施設に入所していることが、<u>就労選択支援等</u>を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p>	<p>ア 取扱い</p> <p><u>児童が</u>母子生活支援施設に<u>入所しており</u>、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、<u>当該児童につき</u>、母子生活支援施設に入所していることが、<u>障害児通所支援を受けることを妨げないものとする</u>。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童に<u>おいて</u>最善の措置を採ること。</p> <p>② 既に障害児通所支援を受けている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁（支給）</p> <p>① 母子生活支援施設に対する支弁</p> <p>母子生活支援施設に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用の支給</p> <p>障害児通所支援に係る費用については、契約による利用となることから、<u>「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」</u>別表の障害児通所給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（<u>平成24年厚生労働省告示第128号</u>）を乗じて得た額から、障害児の保護者が障害児通所支援事業所に支払うウ②に規定する額を控除して得た額とする。</p> <p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収</p> <p>母子生活支援施設入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用負担</p> <p>障害児通所支援の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則<u>児童福祉法</u>第21条の5の2及び<u>同法</u>第21条の5の28に基づき障害児通所支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通所支援事業所に支払うこと。</p> <p>5 里親若しくはファミリーホームに委託されている児童、児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童又は母子生活支援施設に入所している母若しくは児童が、<u>就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「就労移行支援等」という。）</u>を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い</p> <p>里親若しくはファミリーホームに委託されている児童、児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童又は母子生活支援施設に入所している母若しくは児童<u>について、就労移行支援等</u>を受けることが必要と認められる場合は、<u>当該児童等につき</u>、里親若しくはファミリーホームに委託又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは母子生活支援施設に入所していることが、<u>就労移行支援等</u>を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p>

改正後	現行
<p>(1) 里親又はファミリーホームに委託されている児童の場合 本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① 児童相談所は、<u>就労選択支援等</u>の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</p> <p>② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</p> <p>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、<u>就労選択支援等</u>の提供の委託の可否を判断すること。</p> <p>④ 既に<u>就労選択支援等</u>を受けている児童等が里親又はファミリーホームに委託される場合についても、上記①から③<u>まで</u>と同様の取扱いであること。</p> <p>⑤ <u>就労選択支援等</u>については、15歳以上の児童で、<u>法</u>第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が<u>就労選択支援等</u>を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。</p> <p>(2) 児童養護施設又は児童心理治療施設に入所している児童の場合 本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① 児童養護施設及び児童心理治療施設は、児童相談所と十分連携し、<u>就労選択支援等</u>の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画（児童養護施設又は児童心理治療施設に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</p> <p>② 児童相談所は児童養護施設又は児童心理治療施設が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</p> <p>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、<u>就労選択支援等</u>の提供の委託の可否を判断すること。</p> <p>④ 既に<u>就労選択支援等</u>を受けている児童等が児童養護施設又は児童心理治療施設へ入所する場合についても、上記①から③<u>まで</u>の取扱いであること。</p> <p>⑤ <u>就労移行支援等</u>については、15歳以上の児童で、<u>法</u>第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が<u>就労選択支援等</u>を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。</p> <p>(3) 母子生活支援施設に入所している母又は児童の場合</p> <p>① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童等について最善の措置を採ること。</p> <p>② 既に<u>就労選択支援等</u>を受けている児童等が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁（支給）</p> <p>① （略）</p>	<p>(1) 里親又はファミリーホームに委託されている児童の場合 本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① 児童相談所は、<u>就労移行支援等</u>の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</p> <p>② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</p> <p>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、<u>就労移行支援等</u>の提供の委託の可否を判断すること。</p> <p>④ 既に<u>就労移行支援等</u>を受けている児童等が里親又はファミリーホームに委託される場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。</p> <p>⑤ <u>就労移行支援等</u>については、15歳以上の児童で、<u>児童福祉法</u>第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が<u>就労移行支援等</u>を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。</p> <p>(2) 児童養護施設又は児童心理治療施設に入所している児童の場合 本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① 児童養護施設及び児童心理治療施設は、児童相談所と十分連携し、<u>就労移行支援等</u>の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画（児童養護施設又は児童心理治療施設に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</p> <p>② 児童相談所は児童養護施設又は児童心理治療施設が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</p> <p>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、<u>就労移行支援等</u>の提供の委託の可否を判断すること。</p> <p>④ 既に<u>就労移行支援等</u>を受けている児童等が児童養護施設又は児童心理治療施設へ入所する場合についても、上記①から③の取扱いであること。</p> <p>⑤ <u>就労移行支援等</u>については、15歳以上の児童で、<u>児童福祉法</u>第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が<u>就労移行支援等</u>を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。</p> <p>(3) 母子生活支援施設に入所している母又は児童の場合</p> <p>① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童等において最善の措置を採ること。</p> <p>② 既に<u>就労移行支援等</u>を受けている児童等が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁（支給）</p> <p>① 里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設に対する支弁について 里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設に対す</p>

改正後	現行
<p>② <u>就労選択支援等</u>に係る費用の支給  里親若しくはファミリーホームの委託児童又は児童養護施設若しくは児童心理治療施設の入所児童が<u>就労選択支援等</u>を受ける際の費用については、措置の扱いとなることから平成18年障害福祉課長通知に基づき、平成18年厚生労働省告示に準じて算定した額とする。</p> <p>母子生活支援施設に入所している母又は児童が<u>就労選択支援等</u>を受ける際の費用については、契約による利用になることから、平成18年厚生労働省告示別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価</u>」（平成18年厚生労働省告示第539号）を乗じて得た額から、障害児の保護者が<u>就労選択支援等事業所</u>に支払うウ②に規定する額を控除して得た額とする。</p> <p>ウ 費用の徴収  ① (略)</p> <p>② <u>就労選択支援等</u>に係る費用徴収  里親若しくはファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童については、徴収を免除し、母子生活支援施設に入所している母又は児童については、通常の利用と同様に原則障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条第2項に基づき<u>就労選択支援等</u>に要した費用の額等に応じ、算定された額を<u>就労選択支援等事業所</u>に支払うこと。</p> <p>6 <u>乳児院又は児童養護施設</u>に入所している<u>児童</u>が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い  <u>乳児院又は児童養護施設（以下、本項において「乳児院等」という。）に入所している児童が、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、乳児院等に入所していることが障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。</u>なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① <u>乳児院等</u>は、児童相談所と十分連携し、障害児通所支援の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上（<u>乳児院等</u>に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</p>	<p>る措置費支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② <u>就労移行支援等</u>に係る費用の支給  里親若しくはファミリーホームの委託児童又は児童養護施設若しくは児童心理治療施設の入所児童が<u>就労移行支援等</u>を受ける際の費用については、措置の扱いとなることから「<u>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</u>」（平成18年11月17日障障発第1117002号）に基づき、「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準</u>」（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額とする。</p> <p>母子生活支援施設に入所している母又は児童が<u>就労移行支援等</u>を受ける際の費用については、契約による利用になることから、「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準</u>」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「<u>厚生労働大臣が定める一単位の単価</u>」（平成18年厚生労働省告示第539号）を乗じて得た額から、障害児の保護者が<u>就労移行支援等事業所</u>に支払うウ②に規定する額を控除して得た額とする。</p> <p>ウ 費用の徴収  ① 里親及びファミリーホーム委託並びに児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設入所に係る費用徴収  里親及びファミリーホーム委託並びに児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② <u>就労移行支援等</u>に係る費用徴収  里親若しくはファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童については、徴収を免除し、母子生活支援施設に入所している母又は児童については、通常の利用と同様に原則<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第28条第2項に基づき<u>就労移行支援等</u>に要した費用の額等に応じ、算定された額を<u>就労移行支援等事業所</u>に支払うこと。</p> <p>6 <u>乳児院</u>に入所している<u>乳幼児</u>が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い  <u>乳幼児が乳児院に入所しており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、当該乳幼児につき、乳児院に入所していることが、障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。</u>なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>本取扱いを行うに際しては、</p> <p>① <u>乳児院</u>は、児童相談所と十分連携し、障害児通所支援の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上（<u>乳児院</u>に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</p>

改正後	現行
<p>② 児童相談所は<u>乳児院等</u>が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</p> <p>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。</p> <p>④ 既に障害児通所支援を受けている<u>児童</u>が<u>乳児院等</u>へ入所する場合についても、上記①から③<u>まで</u>と同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁（支給）</p> <p>① <u>乳児院等</u>に対する支弁  <u>乳児院等</u>に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用の支給  障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから<u>平成24年障害福祉課長通知</u>に基づき、算定した額とする。</p> <p>ウ 費用の徴収</p> <p>① <u>乳児院等</u>入所に係る費用徴収  <u>乳児院等</u>入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用徴収  徴収を免除する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>② 児童相談所は<u>乳児院</u>が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</p> <p>③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。</p> <p>④ 既に障害児通所支援を受けている<u>乳幼児</u>が<u>乳児院</u>へ入所する場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁（支給）</p> <p>① <u>乳児院</u>に対する支弁  <u>乳児院</u>に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用の支給  障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから「<u>やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて</u>」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、算定した額とする。</p> <p>ウ 費用の徴収</p> <p>① <u>乳児院</u>入所に係る費用徴収  <u>乳児院</u>入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 障害児通所支援に係る費用徴収  徴収を免除する。</p> <p><u>7 児童養護施設に入所している児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて</u></p> <p><u>ア 取扱い</u>  <u>児童が児童養護施設に入所しており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、児童養護施設に入所していることが、障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</u>  <u>本取扱いを行うに際しては、</u></p> <p>① <u>児童養護施設は、児童相談所と十分連携し、障害児通所支援の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画（児童養護施設に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。</u></p> <p>② <u>児童相談所は児童養護施設が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。</u></p> <p>③ <u>市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。</u></p> <p>④ <u>既に障害児通所支援を受けている児童が児童養護施設へ入所する場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。</u></p>

改正後

現行

イ 費用の支弁（支給）

① 児童養護施設に対する支弁

児童養護施設に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 障害児通所支援に係る費用の支給

障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、算定した額とする。

ウ 費用の徴収

① 児童養護施設入所に係る費用徴収

児童養護施設入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

② 障害児通所支援に係る費用徴収

徴収を免除する。

8 その他

里親若しくはファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設若しくは母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。

ア 費用の支弁

里親、ファミリーホーム、児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部に対する措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

イ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託並びに児童養護施設及び母子生活支援施設入所に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託並びに児童養護施設及び母子生活支援施設入所に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

② 児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部に係る費用徴収

徴収を免除する。

7 その他

里親若しくはファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設若しくは母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。

ア （略）

イ （略）